

北大東村議会議員選挙

1 選挙の事由

今回の選挙は、北大東議会議員の任期が令和8年9月23日に満了することにより行われるもので、定数5人の議員が選出されます。選挙の期日及び告示は、次のとおりです。

(1) 選挙の期日 令和8年9月13日(日)

(2) 選挙期日の告示 令和8年9月8日(火)

2 選挙の管理機関及び選挙長

選挙の管理機関は、北大東村選挙管理委員会です。また、立候補届出の受理などの職務を行う選挙長は、委員長の知花忠正さんがあたることになります。

3 選挙等事務日程

事 項	月 日	備 考
①候補者予定説明会	8月4日(火)	・場所 役場2階会議室 午前10時
②選挙運動費用支出制限額の告示 ・不在者投票手続き開始	9月7日(月)	・候補者が選挙運動のために支出できる額が告示される。 ・投票は9月9日(水)以降
③選挙期日の告示 ④立候補届出受付 ・選挙事務所設置(異動)届、出納責任者選任届等の受理開始 ・投票所氏名掲示順の決定	9月8日(火)	・場所：役場 1階会議室 ・時間：午前8時30分から午後5時まで ・午後5時からくじを行う
⑤期日前投票・不在者投票 の開始	9月9日(水)～ 9月12日(土)	・場所 役場 2F会議室 ・期日前投票時間 午前8時30分から午後8時 ・不在者投票時間 午前8時30分から午後6時
⑥選挙立会人選任届出期限	9月10日(木)	・立会人を選任した場合は、午後5時までに選挙管理委員会に届け出る
⑦投票及び開票日	9月13日(日)	・投・開票所 北大東村保健・福祉センター ・投票時間 午前8時から午後7時まで。 ・開票時間 午後8時以降(沖縄県知事選挙開票終了後を予定)
⑧選挙会		・開票に引き続き選挙会を開催する
⑨当選人の告示	9月14日(月)	
⑩当選証書の付与	9月14日(月)	・午前10時から役場2階会議室(予定)
⑪選挙運動費用収支報告期限	9月28日(月)	

4 候補者としての資格要件(法 9、10、11)

- 1 日本国民であること
- 2 年齢満25年以上であること
- 3 村の区域内に3箇月以上住所を有していること
- 4 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと 等

5 立候補の制限(法 89、90)

公務員等(議会議員、教育委員会委員、監査委員等含む)は、一部例外を除き現職のまま立候補することはできない。現職のまま立候補すると、公務員等を辞したものとみなされ、立候補と同時にその職を失う。

ただし、次の場合は在職のまま立候補してもその職を失わない。

- ア 議会議員の任期満了による選挙が行われるとき、現職のまま立候補することができる。
- イ 議会議員の中から選ばれた監査委員が、議会議員の任期満了により行われる選挙に立候補しても、議員の任期の間、その職を失うことはない。その他の監査委員はその職を失う。
- ウ 農業委員会委員、漁業調整委員会委員は現職のまま立候補することができる。

※選挙権について

- ・ 日本国籍がある者
- ・ 年齢満18年以上の者(平成20年9月14日以前に生まれた者)
- ・ 令和8年6月7日以前から引き続き北大東村に居住している者で、住民基本台帳に登録されている者。ただし、選挙人名簿に登録されている者が9月13日の選挙期日までに他市町村に転出した場合は、選挙人名簿に登録されていても北大東村議会議員選挙の選挙権は有しない

6 立候補届出手続き

1) 必要な書類

イ 候補者届出書(本人届出)

記載は、本籍、氏名、生年月日、住所、職業及び党派を正確に書かなければなりません。

ロ 宣誓書

候補者となることができない者でない旨の宣誓書

ハ 所属党派証明書 * 必要な場合は連絡下さい。

政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要です。無所属として立候補する場合は必要ありません。

ニ 戸籍の謄本又は抄本

直近のもの。

ホ 通称認定申請書 * 必要な場合は連絡下さい。

本名(戸籍名)に代えて通称を使用したい場合に限り立候補届と同時に申請する。選挙長に対し、原則としてその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提出しなければならない。

ヘ 住民票

直近のもの。

ト 供託書正本

別途説明します。

2) 届出の期間及び届出先

- ・ 届出期間 9月8日(火)の1日間 (告示の日)
- ・ 届出時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 届出先 選挙長に届出 (当日会場: 北大東村役場 1階会議室)
- ・ 持参するもの 立候補届と添付書類及び立候補者の印鑑

3) 供託の額

- ・ 供託は、現金またはこれに相当する額面の国債証書による(町村議会議員選挙は15万円)。
- ・ 用紙は、地方法務局、支局又は出張所に備え付けの供託書用紙(配布書類一覧に含まれます)。
- ・ 供託は、選挙の期日の告示前であってもすることができるので、なるべく早く済ませておくことが望ましい。
- ・ 供託書正本がないと、立候補の届出は受理されない。

4) 立候補の受付方法

立候補の受付は、9月6日(火)の午前8時30分から開始します。午前8時30分までに受付会場の入り口に來た届出者については、受付順位を抽選により決定する。なお、8時30分以降の届出者については、その到着順となります。

5) 出納責任者

- ・ 選挙運動に関する支払いは、出納責任者でなければできないから、立候補の届出と同時に「出納責任者選任届」を選挙管理委員会に提出して下さい。
 - * 候補者自身が出納責任者になることができる。
 - * 選挙運動費用の法定制限額は9月5日に確定する(告示日の前日)

6) 選挙事務所

- ・ 選挙事務所を設置したときは、選挙管理委員会に届出をしなければならない。

7) 選挙立会人

- ・ 開票の事務と選挙会を併せて、9月13日(日)午後8時以降(沖縄県知事選挙開票終了後を予定)から行ないますので、立会人を選任した場合は本人の承諾書を添えて9月10日(木)の午後5時までに届出するようにお願いします。

※ 立候補届出書類の事前審査を9月1日(火)に行いますので、選挙管理委員会(役場1階会議室)までお願いします。